

R2年5月1日現在の情報です。新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金は随時更新されています。最新情報は県民総合窓口 052-954-7453 9時~17時

個人が申請 生活支援	■休業で家計が維持できない	貸付 緊急小口資金(特例)	貸付上限:10万円(特別な場合は20万円) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	一宮市社会福祉協議会 地域福祉グループ 0586-85-7024	
	■失業で家計が維持できない	貸付 総合支援資金(特例)	貸付上限:単身・月15万円、複数・月20万円、貸付期間:原則3月以内 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内		
	■離職・減収等で住宅を失った・失うかも(減収対象が拡大)	給付 住宅確保給付金	家賃実費支給、3万7千円~5万8千円を給付 支給期間:原則3か月		一宮市生活支援相談室 0586-28-9145
	■新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策	給付 特別定額給付金	1人あたり一律10万円を給付 申請方法は、住民基本台帳をもとに申請書類を一宮市が送付し、返信で金融機関口座番号に振り込み予定。又はマイナンバーでオンライン申請		一宮市役所 財政課 0586-28-8960
	■減収で公共料金が払えない	延長 公共料金等の支払い	【電気・ガス料金】大手電力会社・ガス会社は支払いを1か月延長できる 【電話料金】NTT・KDDI・ソフトバンクの通信大手3社は、2月末以降の支払いとなっている携帯電話や固定電話の料金を5月末まで支払い期限を延長できる 【水道・下水道料金】収入が大幅に減少した等、水道料金等の支払いが困難な場合は支払いに関する相談ができる		電気・ガス・電話料金 各契約会社 水道・下水道料金 一宮市水道お客様センター 0586-28-8622
	■り患・廃業・減収などにより税金が払えない	猶予 税の納税猶予制度	・新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を破棄した場合 ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合 ・納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合 ・納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合 ・コロナ感染症等の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方 ※一宮市独自制度(市税徴収猶予・事業所税の優遇措置延長)もあります		西尾張県税事務所 0586-45-3169 一宮市役所納税課 滞納整理グループ 0586-28-8968
	■家計が急変し授業料が払えない学生	支援 就学支援新制度	大学、短期大学、高等専門学校などに通う学生 【貸与型奨学金】 無利子 目安年収~約800万円、有利子~約1,100万円 【授業料等減免、給付型奨学金】 住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯		日本学生支援機構 奨学金支援センター 0570-666-301

事業主が申請 休業補償	■従業員の雇用を維持したい	助成 雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成1人1日8,330円まで 助成率は、企業規模・雇用状況で変動	愛知労働局あいち雇用助成室 052-219-5518
	■子供がいる従業員のために	助成 小学校休業等対応助成金(労働者雇用向け)	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 上限8,330円を上限に、賃金相当額を助成	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
	■子どもがいるフリーランスのために	助成 小学校休業等対応支援金(フリーランス向け)	小学校等休校で休業したフリーランス 1日あたり4,100円(定額)を助成	
	■休業・時短要請に協力した事業者	給付 愛知県・一宮市 新型コロナウイルス感染症対策協力金	県の休業要請・営業時間短縮の要請に協力した事業者に50万円(理美容20万円)を支給 ※対象施設、条件あり	一宮市特設電話(5/7~6/30) 0586-85-7435
		給付 一宮市独自制度(10万円) 新型コロナウイルス感染症対策協力金	県の休業・時短要請対象外の事業者について支援。県の支援対象施設で規定の開始日から休業しなかった施設も(4/28~5/6休業協力条件)	

R2年5月1日現在の情報です。新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金は随時更新されています。最新情報は県民総合窓口 052-954-7453 9時~17時

事業主が申請 資金繰り	■ 資金繰りのため融資を希望	融資	<b>県制度融資</b> (コロナ対応資金(新規)、 緊急つなぎ資金、経営あんしん、 セーフティネット4号・5号)	【コロナ対応資金】前年比 5%以上売上減少 限度額3,000万円 利子3年間全額還付 保証料全額~半額免除 (売上15%減で「緊急つなぎ資金」より借換可) 【緊急つなぎ資金】前年度比 売上減少 限度額5,000万円 利率1.2% 保証料なし 【経営あんしん】前年度比 3%売上減少 限度額8,000万円 利率1.2~1.4% 保証料0.40~1.83% 【4号、5号】前年度比5~20%売上減少 限度額8,000万円 利率1.1~1.5% 保証料0.67~0.79%	取扱金融機関 または 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754 または 一宮市商工観光課融資グループ 0586-28-9132
		融資	<b>無利子・無担保融資</b> (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 融資限度額:6,000万円(別枠)	日本政策金融公庫一宮支店 国民生活事業 0586-73-3131 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
		融資	<b>マル経融資の金利引き下げ</b>	前年比5%以上の売上減少で、 融資限度額:別枠1,000万円 当初3年間、金利を0.9%引き下げ	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 一宮市特設電話(5/7~6/30) 0586-85-7435
		給付	<b>持続化給付金</b>	ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者 前年総売上-(前年同月比▲50%月の売上×12か月)を現金給付 (上限・中小法人等200万円、個人事業者等100万円) ※一宮市独自制度として、前年比30%以上減少まで支援対象を拡大 現金給付(上限・法人10万円、個人事業者8万円)	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 一宮市特設電話(5/7~6/30) 0586-85-7435

くらしの相談 電話による受付	■ 運転免許証の有効期限の延長措置 ■ 労働相談 ■ DV相談 ■ 外国人相談 ■ 消費者トラブル相談 ■ 新型コロナウイルス感染に関する相談	相談	<b>運転免許証の有効期限について</b>	免許証の有効期限の末日が令和2年4月8日から令和2年7月31日までの方 有効期限内に、運転免許試験場や一宮警察署・尾西幹部交番に申請すると、有効期限後であっても3か月間は運転が可能 ※延長には手続が必要、自動的に更新はされません	愛知県警察本部交通部 運転免許課 コールセンター 052-800-1353
		相談	<b>労働に関すること</b>	新型コロナウイルスに関する労働問題について労働相談	あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー 052-589-1405
		相談	<b>家庭内暴力(DV)に関すること</b>	・最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる「DV相談ナビ」 ・メールやチャットでも相談や連絡ができる「DV相談+(プラス)」	DV相談ナビ 0570-0-55210 DV相談+(プラス) 0120-279-889
		相談	<b>日本にお住まいの外国人の方</b>	新型コロナウイルスに関する多言語相談	公益財団法人 愛知県国際交流協会 052-961-8744
		相談	<b>悪質商法などに関すること</b>	新型コロナウイルスに関連し、不安な気持ちに便乗した悪質商法等の消費者トラブル相談	一宮市消費生活相談室 0586-71-2185
		相談	<b>新型コロナウイルス感染と 思われる症状のある方</b>	・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(高齢者や基礎疾患のある方は2日程度) ・強いだるさや息苦しさがある方 <<いきなり病院へ行かない>>	帰国者・接触者相談センター (一宮保健所) 0586-72-1699

小中学生の家庭支援制度として、臨時休校が続いている児童・生徒のご家族に、在宅による家庭学習等負担増への支援として、5,000円/人を支給(5月末・給食費口座等へ振込み) → 一宮市 学校事務グループ 0586-85-7070



発行:平松利英県政事務所  
 住所:一宮市野口2-12-1 日幸ビル3F  
 ☎ 0586-52-5551 / info@hiramatsu-net.com